（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定粉じん排出等作業の実施の届出） **第十条の四**　法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 ２　（略） （水銀排出施設の設置等の届出） **第十条の五**　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の六による届出書によつてしなければならない。 ２・３　（略） （水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書） **第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の七による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。 （フレキシブルディスクによる手続） **第十三条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一～四　（略） 五　様式第三の四による報告書 六　様式第三の五による届出書 七　様式第三の六（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書 八～十　（略） ２　（略） （解体等工事に係る調査の結果の報告） **第十六条の十一**　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。 一　建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの 二　建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が百万円以上であるもの 三　工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの	（特定粉じん排出等作業の実施の届出） **第十条の四**　法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。 ２　（略） （水銀排出施設の設置等の届出） **第十条の五**　法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 ２・３　（略） （水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書） **第十条の六**　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。 （フレキシブルディスクによる手続） **第十三条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一～四　（略） （新設） 五　様式第三の四による届出書 六　様式第三の五（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書 七～九　（略） ２　（略） （新設）